

【資料1】

令和6年度青森県消防学校教訓練実施計画

令和6年3月28日

区分		令和6年										令和7年			回数	実施 予定 延日数	実施 予定 日数	実施 予定 時間数	受講 予定 者数	受講要件等																					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																												
教育訓練	初任総合教育	第3回	初任総合教育(初任科)										27	(所属研修)	5	(救急科11/5~12/25)	25				1	259 (55)	153 (37)	1066 (257)	53	原則として新規採用者とする。															
		初任総合教育 ※救急科のみ入校 (現任職員)	4																						5	新たに救急隊員の資格を取得しようとする者。ただし、階級は問わない。															
	専科教育	第42回																								1	15	10	70	36	災害現場において消防隊等の指揮業務を担当する者及びその予定者で階級は消防士長以上とする。										
		第16回																									1	12	10	70	35	予防担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。									
		第13回																									1	9	7	49	26	特殊災害現場において消防隊等の指揮業務を担当する者及びその予定者で、階級は消防士長以上とする。									
		第23回																									1	12	10	70	37	火災調査担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。									
		第42回																									1	29	20	140	34	救助担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。									
	幹部教育	第20回																									1	9	7	49	25	消防司令の階級にある者及びその昇任予定者並びに消防司令補で組織の管理を職務とする者。									
	特別教育	災害対応力向上コース	校長が別に定める日																											500	消防職員										
	消防団員	基礎教育	第46回																									1	2	2	14	12	任命後、概ね5年以内の消防団員。								
専科教育		第131回																									1	2	2	12	8	機関担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。									
幹部教育		第87回																									1	2	2	12	7	班長及びその昇任予定者。									
指揮幹部科		第11回																										1	2	2	14	17	階級が部長又は部長と同等の実務経験を有する班長。								
		第10回																										1	2	2	10	21	階級が分団長及び副分団長又は副分団長と同等の実務経験を有する部長。ただし、旧中級幹部科を修了した者は、本課程を修了したものとみなす。								
特別教育		一日教育及び移動教育	校長が別に定める日																																			200	消防団長等の申込みにより実施する。ただし、階級は問わない。		
		災害対応力向上コース	校長が別に定める日																																						
																												12	96	74	510	1,016									

※( )は、初任総合教育のうち救急科の日数及び時間数